

サービス産業生産性向上促進事業費助成金交付要綱

(総則)

第1条 県は、サービス産業の生産性の向上を図るため、主たる事業がサービス産業である県内中小企業者（以下「助成事業者」という。）が行う生産性又はサービスの品質の向上に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス産業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）1（4）に規定する大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）、G（情報通信業）、H（運輸業、郵便業）、I（卸売業、小売業）、J（金融業、保険業）、K（不動産業、物品賃貸業）、L（学術研究、専門・技術サービス業）、M（宿泊業、飲食サービス業）、N（生活関連サービス業、娯楽業）、O（教育、学習支援業）、P（医療、福祉）、Q（複合サービス事業）又はR（サービス業（他に分類されないもの））に属する産業をいう。
- (2) 県内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に主たる事務所を有する者をいう。

(助成事業者の要件)

第3条 助成事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす県内中小企業者とする。

- (1) サービス産業の生産性の向上を図るために行う生産性又はサービスの品質の向上に係る事業（以下「サービス産業生産性向上促進事業」という。）を実施すること。
- (2) 別表1の左欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の右欄に掲げる点数の合計が80点以上であること。

(欠格事由)

第4条 第1条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人

- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人

(助成事業等)

第5条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率並びに助成限度額は、別表2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 助成金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 助成金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 4 助成事業者は、助成金の交付の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(助成金の交付の条件)

第7条 この助成金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 助成対象事業の内容の変更（助成金の交付の目的及び助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更並びに助成対象経費の総額の20%を超えない減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合は、予め知事の承認を受けること。
 - (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項1号の承認 内容変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 前項2号の承認 中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、助成金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（実績報告）

第9条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 助成事業者は、実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、助成対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（助成金の交付時期等）

第10条 この助成金は、規則第14条の規定による助成金の額の確定後において交付する。

- 2 助成事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第5号様式による助成金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした助成事業者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、助成金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により助成金の返還を命ずるものとする。

（実績報告後の消費税等の取扱い）

第12条 助成事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分制限）

第13条 規則第21条第2号の機械及び重要な器具で知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、助成対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数等）

第15条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

項 目	基 準	点 数
1 生産性向上	(1) おもてなし規格認証 2018 において金認証以上の認定を受けていること。	30
	(2) おもてなし規格認証 2018 において紅認証のみの認定を受けていること。	20
2 経営力強化	(1) 経営力向上計画又は経営革新計画の両方又はいずれかの計画を策定していること。	20
3 仕事と家庭の両立支援	(1) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度の認定を受けていること。	30
	(2) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度に登録していること（上記エクセレント企業を除く。）。	20
	(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けていること。	10
	(4) 岐阜労働局による新はつらつ職場づくり宣言企業登録制度に登録していること。	10
4 若者の採用・育成	(1) 若者雇用促進法に基づく厚生労働大臣の認定（ユースエール認定）を受けていること。	10
5 女性の活躍推進	(1) 女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定）としての厚生労働省のホームページへ企業情報が公開されていること。	10
6 障がい者雇用	(1) 障害者雇用促進法に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者（従業員 45.5 人以上）にあつては、当該年度の 6 月 1 日現在の障がい者の法定雇用率（2.2%）を達成していること。	10
	(2) (1) 以外の事業者にあつては、現時点で障がい者を 1 人以上採用していること。	10
7 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であること（従業員の数が、商業・サービス業については 5 人以下、その他の業種については 20 人以下であること。）。		30

別表 2 (第 5 条関係)

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額
サービス産業生産性向上促進事業	事業に要する全ての経費（1つの契約に係る経費に限る。複数の契約書に及ぶ場合は、1つの契約書に係る経費のみ対象とする。）	1 / 2 以内	上限 50 万円 下限 10 万円

	<p>※以下の経費は、対象外とする。</p> <p>(1) 次に掲げる方法により支払われたもの</p> <p>ア 他の取引との相殺払による支払</p> <p>イ 手形による支払</p> <p>ウ 手形の裏書譲渡による支払</p> <p>エ 小切手による支払</p> <p>オ ファクタリング（債権譲渡）による支払</p> <p>カ 事業期間内に契約が完了しない割賦による支払</p> <p>(2) 助成金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は当該交付決定日の属する年度の末日後に納品、検収等を実施したもの</p> <p>(3) 人件費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費</p> <p>(4) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド利用費に含まれる附帯経費を除く。）</p> <p>(5) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）</p> <p>(6) 雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費</p> <p>(7) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用</p> <p>(8) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費</p> <p>(9) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用</p> <p>(10) 公租公課（消費税及び地方消費税等）</p> <p>(11) 各種保険料、借入金などの支払利息及び遅延損害金</p> <p>(12) 助成金事業計画書等の書類作成及び送付に係る費用</p> <p>(13) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費</p> <p>(14) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費</p>		
--	---	--	--

(注) 助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。